

住宅用太陽光発電システムに関する補助対象要件

(1) 一般的要件

- ①未使用品であること。
- ②低圧配電線と逆潮流有りで連系すること。
- ③太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うシステムであること。
- ④連系保護機能については、「電気設備技術基準の解釈」等に記述したものを満足するものである。なお、その地域を電力供給区域とする電力会社が個別に認めたものも認める。
- ⑤メーカー等によるサービス、メンテナンス体制が用意され、国内にアフターサービスの窓口を有するメーカー等の製品である。

(2) 構成要件

- ①太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器（サービスブレーカー）、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計から構成されている。（ただし、これらの構成要素は単体の要素でなくてもよい。）

(3) 構成要素別性能要件

ア 太陽電池モジュール

- ①（財）電気安全環境研究所の認証を受けた太陽電池モジュール又はそれに準じた性能をもつものであること。（IEC（国際電気標準会議）規格に基づき、JET が認証したもの又は IECCE（IEC 電気機器適合性試験認証制度）－PV－FCS 制度に加盟している海外認証機関が認証したものを含む。）
- ②太陽電池モジュールの最大出力値が 10kW未満であること。
- ③太陽電池モジュール変換効率がそれぞれ以下に示す数値以上である。
 - ・シリコン結晶系太陽電池 13.5%
 - ・シリコン薄膜系太陽電池 7.0%
 - ・化合物系太陽電池 8.0%
- ④太陽電池モジュールの公称最大出力について、太陽電池メーカーによる、出荷後 10 年以上の保証がなされている。尚、保証する出力は公称最大出力の 80%以上とする。

イ 架台

- ①住宅に設置される場合は、架台だけでなく太陽電池モジュールも含めた太陽電池アレイとして据え、当該建築物では太陽電池アレイを含めて建築基準法に準拠した設計がなされていること。

ウ 接続箱及び直流側開閉器及び交流側開閉器

- ①電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程（JEAC8001）に準拠していること。

エ インバータ・保護装置

- ①「電気設備技術基準の解釈」等に基づく任意認証制度基準に準拠していること。なお、その地域を電力供給区域とする電力会社が個別に認めたものも認める。

オ 余剰電力販売用電力量計

- ①太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電力会社の仕様に適合するものであること。

(4) 工事・施工要件

- ①電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程（JEAC8001）に準拠していること。